

松山市公営企業局郵便入札運用基準

(趣旨)

第1条 この運用基準は、松山市公営企業局が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(入札方法)

第2条 管理者は、松山市公営企業局が発注する建設工事のうち、総合評価競争入札対象案件について郵便入札に付するものとする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

(入札参加申請及び入札の同時実施)

第3条 入札参加希望者は、入札参加申請及び入札を同時に行なわなければならない。

(入札参加申請書等の提出)

第4条 郵便での入札参加申請書、入札書及び工事費内訳書の提出は、次のとおり行なう。

2 提出書類

(1) 入札参加申請書

松山市公営企業局総合評価競争入札実施要領に定める、総合評価競争入札参加資格申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類のうち、案件ごとに公告文等に定めた書類を添付すること。

- ア 工程表（第2号様式）
- イ 技術的所見（第3号様式）
- ウ 事業所等施工実績（第4号様式）
- エ 配置予定技術者等の資格及び施工実績等（第5号様式）
- オ 技術提案書（第6号様式）
- カ 技術提案の取扱いに関する事項（第7号様式）
- キ 災害時における地域貢献活動の実績調書（第8号様式）
- ク 総合評価競争入札参加資格確認資料（第9号様式）
- ケ 資本関係及び人的関係に係る状況届（第10号様式）
- コ 社会保険等の適用除外に係る誓約書（第11号様式）
- サ 企業の施工能力に係る状況届（第12号様式）
- シ その他管理者が必要と認めるもの

(2) 入札書及び工事費内訳書の記載方法

入札書には、次の必要事項を記載すること。

- ア 入札書の日付は、開札の日を記載すること。
- イ 入札者は、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書及び工事費内訳書には、提出先、開札日、住所、商号又は名称、代表者職氏名、入札金額、件名等必要事項を記載し、松山市公営企業局に届出をした印鑑を押印すること。

3 提出方法

(1) 郵便の種類

郵便の種類は、一般書留又は簡易書留とする。

(2) 入札参加申請書は、入札書及び工事費内訳書を入れた小封筒と併せて大封筒に入れ、糊付け封印し、大封筒の外側には、開札日時、件名及び商号又は名称を記入すること。なお、封筒は指定しないため、各自の封筒を使用すること。

(3) 宛て先 〒790-0003

松山中央郵便局留

松山市公営企業局 契約管理課 行

4 到着期限

第2項に定める提出書類は、公告文等に定める提出期限までに郵便局へ必着させることとし、到着してない場合は、入札に参加することができないものとする。

付 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

2 この基準の施行日から平成31年9月30日までの間に、契約の締結及び目的物の引渡しを受けることが見込まれる案件については、第4条第2項第2号中の「110分の100」とあるのは、「108分の100」と読み替えるものとする。